

京都府人権教育・啓発施策推進懇話会（第17回）

平成23年5月17日（火）

午後1時～4時

京都平安ホテル「白河」

○座長

今日は主に三つの議題、本来、昨年度中に処理すべき新京都府人権教育・啓発推進計画の23年度実施方針についてとそれのより詳しい実施計画、それから、昨年度この懇話会でも議論しました府民の意識調査について、かなり具体的な形にまとまりましたので、その内容について説明をいただきます。

最後に、報告事項として、資料の4にあります京都のKYOあけぼのプラン（第3次）の報告をいただくということで、委員の皆さんから質問ないしコメントをいただきたいと思えます。

まず最初に新京都府人権教育・啓発推進計画の説明をお願いします。

○事務局

それでは、新京都府人権教育・啓発推進計画、平成23年度実施方針について説明します。資料の1をご覧ください。

特に下線が引かれている変更点を中心に説明します。

まず、1ページ目、第1の策定の趣旨について、今年1月から「明日の京都」のスタートに伴い、新京都府総合計画により云々というところを削除しています。

それから、第2の、平成22年度における人権をめぐる状況について、まず、国連の関係で、人権差別撤廃委員会、児童の権利委員会について、日本の報告書に対して勧告等が行われている状況について、第1番目の段落で記載しました。国内については、障害者基本法の改正、また、障害者差別禁止法（仮称）の制定が盛り込まれました「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」が閣議決定されました。

それからもう一つ、昨年6月に人権救済機関の設置について、法務省政務三役により中間報告が公表されています。この中間報告については、その後の動きもあり、つい先日、次の臨時国会あたりに救済法の上程ができればというような法務大臣のコメントも出たよ

うで、引き続き注目をしていきたいと思っています。

それから、以下のところですが、新京都府総合計画にかわり「明日の京都」を策定し、今年1月からスタートをしています。ここでその成り立ちについて説明をしまして、この明日の京都に盛り込まれています府の施策の実施における人権尊重の重要性を明らかにしています。

次に、配偶者の暴力（DV）や児童虐待等引き続き起きていますが、何を言いましても、去る3月11日に東日本大震災の発生について記載しています。それから、福島原子力発電所の被災による問題、こういったものが国民生活、社会生活に多大な影響を与えており、そのこと自身が人間らしく尊厳を持って生きる権利がまさに大きく侵されるという状況があるということ、新たに追加しています。

次に、京都府内の状況についてですが、昨年4月に家庭支援総合センターというのを設置しました。それから、戸籍謄本等の不正取得事案の本人通知制度について、ほとんどの市町村で制度化をされている状況。また、同和地区の問い合わせやマンション建設に関連した差別につながる土地調査、さらに、在日外国人に対する嫌がらせ、こういったものが引き続き問題事象として発生しているという状況について記載しています。

それから、第3の平成23年度実施方針についてですが、大きなところで言いますと、今年1月にスタートしました「明日の京都」に基づき記載しています。この「明日の京都」の中で、新京都府人権教育・啓発推進計画のもとで引き続き人権教育・啓発の推進に努めるということ、特に中期計画を推進するためという項目の中で明記しています。さきの新京都府総合計画に引き続き、新たな「明日の京都」でも、この推進計画のもとで引き続き人権教育・啓発を推進していきたいと思っています。

さらに、後ほど説明しますが、推進計画のもとで進めてきました施策の効果や、今後の指標となるようなデータを、アンケート調査を実施することで把握をしていきたいと思っています。

それから、ノーマライゼーション社会の推進、また児童ポルノ規制、こういったものの条例化を目指した検討が今進められているということ、これらを含めて一層、人権の視点に配慮した施策を進めていくということで考えています。

繰り返しにはなりますが、次のところでやはり東日本大震災の状況、これを踏まえた施策を考えていかなければならないと考えています。

次に3ページ目に重点事項をまとめています。この中で特に「東日本大震災による未曾

有の被災を受けたこと」、中ほどに「特にいのちを大切にすることの重要性」として、特に今年についてはこの部分に着目をして施策の推進を考えていきたいと思っています。

以下、微修正として、同和問題の解決を目指そうというところでは、新たに土地調査、差別につながる土地調査という問題が起きていることを追加していますし、女性の人権を守ろうということで、この後、報告事項にもありますKYOのあけぼプラン、こちらの表現を少し追加させていただきました。

それから、一番最後の犯罪被害者とその家族の人権に配慮しようというところでは、犯罪のない安全なまちづくり計画が策定をされたので、そこの表現を少しここに追加をしました。

簡単ですが、23年度の実施方針の説明は以上です。

○座長

ありがとうございました。

これは、大きい方針で、具体的にはこの後各テーマについてもう少し詳しい報告がありますが、今の段階でお気づきのことを指摘したいという意見がありましたらお願いします。

○委員

1 ページの下の方の府内の状況について、戸籍謄本等不正取得事案に関する本人通知を多くの市町村がという表現ですが、京都府では具体的に幾つの市町村で制度化が進んでいるのかということと、同和地区の問い合わせについて、いわゆる土地調査、土地差別という表現が大阪のほうでは指摘があったんですが、府内でもそういうことがあるのか、わかっている範囲で教えていただけたらと思います。

○事務局

それでは、まず、戸籍謄本等不正取得事案に関してですが、今現在、一つの町が検討中ですが、それ以外のところはすべて制度化が終わっています。

それから、同和地区の問い合わせと調査の関係ですが、問い合わせについて、昨年、今年と、人権啓発推進室のほうに直接問い合わせた事例が続いている状況です。また、土地調査について、大阪のほうで明るみになってきましたが、まだ京都の業者が直接絡んでいるかどうかは、今のところわかっていません。ただ、大阪の業者が京都の地域を対象に調

査をしていたという状況については把握をしています。

以上です。

○委員

ありがとうございます。

それで、人権啓発推進室にそういう同和地区の問い合わせなどがあったときにはどういう対応をされていますか。

○事務局

いろんなケースがあると思いますが、基本的には、まず目的を聞いて、それが差別につながるような内容なら相手方に啓発をするという対応をしますが、大概「お答えできませんが」という時点で相手から電話を切られてしまうのが実態となっています。

○座長

それでは、人権教育・啓発事業実施計画について、特に新しい点、重要な点に絞って説明いただけたらと思います。

お願いします。

○事務局

それでは、人権啓発推進室所管の事業から説明いたします。

資料2の31ページをご覧ください。所掌しています事務として、人権啓発の総合企画及び調整、それから人権啓発の推進があります。

人権啓発については、幅広い府民を対象に、それから幅広い機関あるいは若者層との連携・協力を進めていく。また、同和問題についての偏見、差別意識の解消、こういったものを課題として取り組んでいきます。

方向性としては、広域的な啓発手法として、マスメディアの活用や、若い世代に対する啓発をということで人権啓発学生サポーター、あるいは大学との連携というものを進めていくとともに、さらには、NPO法人・市町村との一層の連携も進めていきます。また後で報告をさせていただきますが、府民を対象にしたアンケート調査を実施するというところで、今年度進めていきたいと考えています。

33ページから主なところを説明します。

最初のページの京都ヒューマンフェスタ2011について、今年は10月16日、会場は昨年と同じテルサで計画をしています。

同様に、市町村連携フェスタについても、12月の人権週間の周辺で実施を予定しており、会場については、今のところ2市1町を予定しています。

次にα-MO' COOL FESTA 2011について、これも昨年に引き続き、祇園祭の宵山を予定しています。ここでは特に人権啓発学生サポーターとの連携で事業を進めていきたいと思っています。

次に34ページのポスターコンクール、7月から9月、府内の小・中・高校生を対象に実施をしたいと思っています。

計画についてはまだこれから詰めていく部分が多いですが、目標数値をところどころに入れていきます。このポスターコンクールについては、昨年度は約6,500人、今年は7,000人を目標としています。

それから、AM放送とFM放送のラジオ番組についてですが、これも、昨年に引き続き実施をしたいと考えています。

次に35ページをご覧ください。5月、8月、12月、3月、既に5月は実施をしていますが、この4回、新聞意見広告を出していきたいと思っています。

それから人権口コミ情報ということで、京都新聞に有識者の解説を加えた記事を10日間連載します。これも、継続事業です。

次に地域情報誌について、特に学生向けのガクシンという府内の大学を中心に無料で配布をしているフリーペーパーで、約6万4,000部発行されており、こちらに記事掲載というのを考えています。内容的には、人権啓発学生サポーターの取り組み、これを広く学生の間にお知らせをしていきたいと思っています。

それから、36ページのNPO法人等と連携した人権啓発事業ですが、フェスティバルなどのいろんな機会を通じて大体27NPO法人と連携した取り組みを進めていきたいと思っています。

人権啓発学生サポーターと連携したフェスティバル、こちらのほうは、人権啓発学生サポーターのほう企画・運営をする事業として、昨年初めて実施をしたものですが、一度で終わらせず継続をしてさらに効果を深めていきたいと、今年も実施の予定をしています。今のところ時期は9月の下旬に開催予定しています。

街頭啓発については、昨年度同様に人権強調月間や人権週間を中心に府内一円で行っていきたいと思っています。

それから、37ページの研修事業について、人権啓発指導者養成研修会、これは8月に開催予定をしています。

また、相談機関の担当職員研修会については、人権週間に開催予定をしています。

それから、人権啓発行政連絡協議会事業ですが、これは、国の機関や京都市で協議会をつくっています。この協議会主催で企業研修を中心に事業を行っており、昨年、一昨年、これに加えて、探偵業者の研修というのも実施しています。今年度もこの二つの研修を予定をしています。

次に38ページ、こちらは市町村の支援事業です。委託事業あるいは補助事業があります。

それから39ページの人権啓発地域活動事業ですが、これも市町村中心になりますが、花の種運動や振興局にプランターを設置するなど、地域に根差した事業です。

次に京都人権啓発活動ネットワーク協議会事業です。これも、法務局が中心になって京都府も参加をしている協議会の啓発事業で、今年度も法務局と一緒に取り組みを進めていきます。例えばフェスティバルへの参加や先ほど説明しました街頭啓発とはまた別の啓発事業で街頭に出ていくというような事業もあわせて取り組んでいます。

それから人権啓発に関するホームページについてですが、いろんな情報の提供や資料の紹介、ホームページを通じて広く府民の方に利用していただけるように展開をしているものです。

40ページをご覧ください。今年度、作成・配布を予定している啓発資料を掲載しています。昨年度も作成をしているものについては、既に委員の皆様にも郵送しています。引き続き23年度も資料作成・配布をしていきたいと思っています。

それから、最後41ページの府民調査についてですが、内容については、この後また説明させていただきますので、省略をさせていただきます。

それから、大学と連携した啓発事業として、特に芸術系の大学と連携をしていろんな作品に活用したいということを引き続き進めていきたいと思っています。

最後になりましたが、実施方針の中でも特に今年は命の大切さというところに重点を置いて、一つ一つの事業の中でそういったものを打ち出していこうと考えています。

人権啓発推進室からは以上です。

○座長

ありがとうございます。

課が多いので、まとめて報告いただきますので、委員の先生方、メモをとっていただいて、後ほどまとめて質疑応答に当てたいと思います。

それでは次、お願いします。

○事務局

それでは、知事直轄組織、知事室長グループの広報課です。

お手元の資料2の1ページをお開きください。広報課の所掌事務ですが、府民だよりなどの広報紙や地元放送局での広報テレビ・ラジオ番組を所掌しており、その中で極めて重要な課題の人権啓発について府民の皆様へ啓発を行うこと。また、府政記者の方々に対しては人権に配慮した取材・報道の要請をしています。

課題の認識としては、同和問題をはじめ、子ども、高齢者、障害のある方、女性、外国人にかかわるさまざまな人権問題を継続的に啓発していくことが重要と考えています。

取り組みの方向としては、実際に生じている問題も踏まえ、各種広報媒体を活用して、人権が尊重される社会づくりに向けた啓発を行っていくこととしています。具体的には資料の3ページ以降をご覧ください。

一つ目のマスメディア関係者に対する働きかけについてですが、府政記者の異動時や個々の事案発生時に、その都度、人権に配慮した取材・報道の要請を行うこととしています。

次に、「きょうと府民だより」ですが、毎月118万部を配布しており、8月号、12月号で人権にかかわりのある特集記事を掲載するほか、その他の月においては、人権口コミ講座の内容を紹介する記事を掲載しています。

テレビ番組の放送ですが、4月から番組をリニューアルして、「京都ふらりー」という30分間の情報番組と、従来から放送しています「旬感☆きょうと府」という5分番組がありますが、その中で8月の人権強調月間及び12月の人権週間において人権を取り上げて放送することを考えています。

次に、4ページですが、テレビスポット放送ということで、5月の憲法週間、8月の人権強調月間などに30秒のCMをKBS京都テレビで放送して啓発を行っていくこととしています。

次に、ラジオ番組ですが、5月、8月、9月、12月にKBS京都で「きょうとほっと情報」という番組。FM放送では、「Kyoto Prefecture Public Line、Kyoto Prefecture Eyes」の各番組やスポット放送で啓発していきたいと考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

同じく知事直轄組織の知事室長グループの国際課から引き続き説明します。

資料の1ページの所掌事務としましては、外国籍府民・留学生の支援ということです。

課題認識としては、外国籍府民や留学生が地域社会に受け入れられやすい府民理解の促進、また、そうしたことを踏まえた多文化共生社会の実現に向けての取り組みが重要であると認識しています。

取り組みの方向性としましては、外国籍府民の方々への情報提供や外国籍府民あるいは留学生との府民との交流、それから、住居に関する支援、こういった取り組みが重要であると思っています。

具体的な取り組みについては、6ページ以降に挙げています。まず外国語生活ガイド作成ということで、国際センターのホームページにおいて生活情報の提供を行っています。5カ国語において、在留資格や外国人登録あるいは医療・教育、緊急時や災害のことなどの情報を提供しています。

次の外国語ラジオ番組放送ですが、FM「COCOLO」において、英語と中国語でそれぞれ1分30秒ずつ、生活情報・府政情報を発信しています。

それから、三つ目の多言語による府政情報の発信ですが、京都府のホームページやメールマガジンを通じて府政情報・生活情報等を発信しています。今回の東日本大震災を受けても緊急情報ということで、京都府のホームページで、重要なものについては外国籍の方々とも共有を図ることとしています。

4ページ目の外国籍府民共生施策懇談会ですが、平成20年度から外国籍府民の府政への参加を推進するために、さまざまな課題や意見を求めて知事に報告をしていただいています。平成22年度は、教育に関すること、それから医療・福祉に関することをテーマに

議論いただきました。具体的に施策化ということで、外国籍府民のための安心・安全情報のリーフレットを作成しまして、見開きで一枚ものになっていまして、実際に救急車を呼ぶときや、あるいは消防車を呼ぶとき、あるいは警察に110番をするときなど、そういった実際に外国籍府民の方々がお困りのときに、どうしたらよいかということ簡単なリーフレットとして作成しました。これも簡単な日本語も含めて7カ国語で作成をしていまして、平成22年度に新規に懇談会の意見を踏まえて作成をしたものです。

それから、7ページ目は住居に関する支援として、留学生が民間のアパート等に入居する際の住宅保証の問題や府営住宅への優先入居、あるいは短期で京都に滞在される方々が家具つきですぐに入ってすぐに退去できるような、そういう住居を府営住宅において3戸確保しています。

それから最後になりますが、7ページの下の外国人のための防災ガイドブック作成について、黄色い小さな冊子を作成していまして、外国籍の方々が手元において何かあったときにすぐ対処していただけるような冊子で、今回の大震災を受けかなりの部数が出ているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次、職員長グループ、お願いします。

○事務局

知事直轄組織の職員長グループの職員研修・研究支援センターから説明をさせていただきます。

資料は9ページから12ページにかけてです。

職員長グループでは、人権施策を推進していくに当たって、やはり職員自身の人権問題に対する意識を高めていくのが大事ということで、職員向けの研修等を行っています。

9ページをご覧ください。課題認識のところですが、「職員一人ひとりが人権感覚を身につけ」ということで、それをもって職務を遂行することはもちろんのこと、地域社会においても、積極的な役割を果たすことのできる職員の養成が重要であるという意識を持っているところです。

取り組みの方向としましては、職員研修・研究支援センターでも研修を実施していますが、それぞれ職場の実態、現場の実態を踏まえた研修を実施していくということで、そういう研修に中心的に取り組む職場研修指導者の指導力向上のための研修を行っているところです。

11ページをご覧ください。センターで行う研修、あるいは職場で行う研修、自己学習支援について、大きく三つに分けて記載しています。

12ページですが、人権問題について、職場で中心的に取り組むということで、人権問題職場研修指導者を対象に世界人権問題研究センター主催の人権大学講座への参加等によって取り組んでいるところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次、総務部お願いします。

○事務局

総務部です。

資料の13ページをご覧ください。所管事務としては個人情報保護の推進ということで、府民の方に個人情報の保護について正しい知識と理解を得ていただくことを目的として、法律や条例などの周知、啓発を図るための取り組みを引き続き推進する予定としています。

具体的な内容については、次の15ページをご覧ください。

まず、個人情報保護の推進事業として、個人情報保護制度に係る啓発の実施、具体的には府のホームページで個人情報保護制度の国や府の制度の内容、また、最新の動き等を、情報提供を行う予定としています。また、啓発用のパンフレットの配布等もあわせて行う予定としています。

それから、府で使用しています公用封筒による啓発も引き続き実施する予定として、人権の標語を印刷して、広く一般の方に周知をする予定としています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次、政策企画部、お願いします。

○事務局

政策企画部です。

資料の17ページをご覧ください。所掌事務は、府政の総合企画及び調整に関することです。人権教育や啓発に関わるものは、「明日の京都」が該当します。

平成23年1月からの新しい京都づくりの指針であります「明日の京都」について、策定にあたりましては、この懇話会でも過去何度か報告をさせていただき、議論いただいたところです。「明日の京都」、「行政運営の基本理念・原則となる条例」において、「府民一人ひとりの尊厳や人権が尊重されるために互いがつながり、支え合う社会を築く」ということを規定し、人権尊重を明確に位置づけています。

この明日の京都に基づきまして施策を展開するわけですが、施策のマネジメントは、4～5年間の中期の基本戦略を定めた「中期計画」を基本に進めていくこととなります。数値目標を中心とした進捗管理を行い、府民にとっての成果を基軸にしたマネジメントを推進していくこととしています。進捗状況について、また懇話会で報告させていただきたいと思っています。

「中期計画」において、「人権を取り巻く状況が改善されること」を目標とした具体方策を掲げています。当部所管の事項としては、財団法人世界人権問題研究センターの活動への支援があります。

資料の19ページをご覧ください。

京都府と京都市、商工会議所から出えんをしまして、平成6年に設立した法人です。京都から世界的視野に立った人権問題の調査・研究を行い、人権問題に係る学術・研究の発信と振興を図ろうとするものです。

その研究成果については、講座の開設、研修会への講師派遣、出版物の発行などを通じて、府民のみなさんを始め、内外に広く発信、還元しているところです。

現在、センターでは、平成20年の公益法人制度の抜本的な改革を受け、来年の「公益財団法人」への移行に向けた準備が進められています。

また、その進捗状況なども、報告させていただきたいと思っています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

先ほど報告があった人権啓発推進室以外の府民生活部の報告をお願いします。

○事務局

それでは、人権啓発推進室以外の府民生活部の説明をさせていただきます。資料の21ページをお願いします。

所掌事務としては、男女共同参画の推進、安心・安全なまちづくり、青少年の健全育成など府民生活に関する事。それから、消防職員など特定業務従事者の研修に関する事等を担っているところです。

所管事項に係ります課題認識としては、女性、青少年にかかわる問題、犯罪被害者への支援、それから、消防職員に関する人権尊重意識のさらなる向上と、こういったところにつきまして引き続き取り組んでいきたいと考えているところです。

取り組みの方向としては、関係市町村や国との連携はもとより、民間団体との協働、新しい形での取り組みについていろいろと模索しながら進めていきたいと考えているところです。

それでは、23ページをお願いします。

まず、最初の新KYOのあけぼのプラン啓発広報推進事業ですが、これについては、後ほど詳細の説明をさせていただくことにしていますが、去る3月にKYOのあけぼのプラン（第3次）ということで改定をしています。その中で、仕事と生活の調和ですとか、職場における男女共同参画推進、ライフスタイルに応じた子育て、こういった10個のキーワードで重点分野を設定しまして、今後10年間目標設定をして取り組んでいくこととしていまして、その関係の広報についても一層力を入れていきたいと考えています。

それから、次のKYOのあけぼのフェスティバル開催事業ですが、今年度も11月ごろに、京都テルサ、それから市内の複数市町村を会場として実施していきたいと考えています。

続きまして24ページをご覧ください。女性国内交流事業、いわゆる女性の船事業です。これについても、今年度、6月17日から20日の日程で、現在、募集をしているところです。事前研修、事後研修を含めて、引き続き府内の女性リーダーの交流や次を担う女性リーダーの発掘に努めていきたいと考えています。

次に25ページのドメスティック・バイオレンス対策事業、いわゆるDV事業ですが、引き続き、啓発関係について力を入れていきたいと考えています。特に、近年問題になっています若年層のデートDVについて、高校生、大学生を中心に、出前講座によって直接働きかけたり、学校のイベントに参加するような形で啓発に取り組んでいくなど、地道な活動ですが啓発に努めていきたいと考えています。

それから、27ページをご覧ください。

マザーズジョブカフェ推進事業とワーク・ライフ・バランスセンター設置・推進事業。これにつきましては、一つ、マザーズジョブカフェは昨年度の新規事業として、KYOのあけぼのプラン（第3次）に基づいて、啓発にとどまらずに直接的に子育て中の女性に効果を上げていきたいということで、事業として取り組み始めたものです。昨年、8月9日に開設しまして、この23年3月までの来所実績としては、延べ6,600人の方に利用いただきました。そのうち約220人の方が就職内定まで結びつけられた状況です。今年度も引き続き開設をしまして、今年度は特に内容の3番目にありますようにサテライトの設置ということで、北部のほうに、4月15日からサービス提供できる拠点を設置して取り組んでいるところです。

それから次のワーク・ライフ・バランスセンターの設置・推進事業は、この23年度の新規事業です。こちらのほうが職場特に中小企業について、子育てしやすい職場環境づくりや制度を活用してそういう状況にある従業員の方を支援していただくなど、そちらのほうに主眼を置いて取り組もうとしているものです。

企業支援チームにつきましては、4月から個別に活動を開始しています。

それから、センターの設置については、この秋ごろを目途に公・労・使一体で設置できるように関係機関とただいま調整中です。

それから28ページの犯罪被害者等支援活動推進費ですが、こちらも引き続き安心・安全まちづくり推進課に設置していますサポートチームと社団法人京都犯罪被害者支援センターが両輪になって犯罪被害者等への相談・支援を続けていくということとしています。特に内容の三つ目、京都府警との共催による中・高生を対象とした「いのちを考える教室」、これについては、21年度に内閣府のモデル事業として3校実施しました。23年度については、現時点では、中学2校、それから高校1校、3校で順次実施していくという予定が具体的に出てきています。それ以外にも検討中というところが2校ありまして、最終的にはもっと数をふやして実施していきたいと考えています。

それから、次に、29ページの青少年社会環境浄化推進費について、基本的には、従来同様、有害図書指定、それから立入調査による指導・監視、それから広報・啓発を中心に引き続き取り組んでいきたいと考えています。それから、インターネットの適切な利用に関する啓発ですが、これは23年4月から条例改正しまして、携帯電話のフィルタリング規制を実施しています。これに関する啓発について一層力を入れていきたいと考えています。それから、記載はありませんが、現在、児童ポルノの規制に関して、条例制定に向けて有識者会議からいただいた報告をもとに具体的な作業を進めているところです。

以上です。

○座長

どうもありがとうございました。

それでは、次、文化環境部をお願いします。

○事務局

文化環境部です。

資料の43ページをご覧ください。

文化環境部では私立学校の宗教関係者に対する人権教育・啓発の推進や、スポーツ及び生涯学習の推進に関することを所掌しています。また、府立医科大学、府立大学においては、府と連携のもと、公立大学法人において、教職員・医療関係従事者等に対する研修などを実施しているところです。

具体的な取り組みとしては45ページ以降です。まず、人権教育資料の作成ですが、人権教育の指導や研修を進めていく上での教職員の参考資料として、人権教育資料を5,500部作成し、府内の私立学校全教職員に配布する予定としています。また、幼稚園につきましては、社団法人京都府私立幼稚園連盟とも連携しながら、園長等に対して研修を実施することとしています。

次に、46ページの私立の小・中・高等学校や専修・各種学校の研修事業についてです。研修内容が、学校全体に浸透して実効あるものとなるよう取り組むこととしています。

次に、47ページの宗教法人関係者人権問題研修ですが、人権問題について宗教関係者に理解を深めてもらうよう、例年同様、北部、南部、2カ所で開催する予定としています。

続きまして、48ページの「京の府民大学」開設事業ですが、府民の皆様の自主的な学習

活動を支援するため、京都府、京都府教育委員会、市町村、市町村教育委員会、大学や短期大学などが実施している講座を整理・体系化しまして、インターネットで府民の皆様に情報提供するものです。

次に、49ページから51ページについては、参考として、府立医科大学、府立大学の事業を掲載しています。これまでどおり大学法人において研修を実施する予定としています。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

それでは、健康福祉部をお願いします。

○事務局

健康福祉部です。53ページをご覧ください。

所掌事務としては、保健・福祉・医療などを通じてすべての府民の方が安心・安全に生活できる社会の実現を目指して、各種の施策の推進に努めているところです。

課題認識についてですが、近年、少子・高齢化の進展による核家族化に伴って、地域の連帯感やきずな、そういったものの希薄化が起こってしまっていて、高齢者、傷害のある人など社会的に弱い立場にある人々へのいじめや虐待といった事案が多発しているという状況にあります。さらに、自殺者に関してですが、13年続けて3万人を超えているという状況ですので、セーフティネットのあり方が問われていると考えていまして、府民の視点に立った制度の構築・運用が重要な課題であると認識しています。さらに、平成21年度、ユニバーサルデザインの推進指針を策定しましたが、こうしたユニバーサルデザインの考え方を社会に浸透させ、優しくて温かい心で支え合う社会というものを府民の方々の参画と協働で実現していくことも課題と考えています。

具体的な事業について、55ページ以降をご覧ください。基本的に2種類の事業を実施しています。一つは、府職員だけでなく市町村職員あるいは福祉施設等関係施設の職員の皆さんに対する人権意識の高揚のための研修事業。もう一つは、障害者月間等を活用しまして、弱い立場にある人々に対する理解を深めるための啓発的な取り組みといった、こういった2種類の取り組みを実施しています。

今年度実施します新たな事業としまして、62ページをご覧ください。ノーマライゼーシ

ョンの京都づくりを推進する条例（仮称）を23年度、1年間かけて検討していきまして、24年度の策定を目指しています。この条例の制定に向けて機運の醸成を図るためのシンポジウムを開催することとしています。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

委員の方は、御意見、御質問いただきたいと思います。

続きまして、商工労働観光部、お願いします。

○事務局

商工労働観光部です。63ページをご覧ください。

まず、所掌事務についてですが、中小企業の活性化、観光振興、人づくり、さらに雇用創出などに取り組んでいるところです。そうした中で人権については、府内の企業や商工業の団体を対象に人権意識の向上と人権に係る諸課題の解決を図るために取り組んでいるところです。

課題認識、取り組みの方向については特に変更はありませんが、企業や商工団体は、職場内はもとより地域住民や地域社会とのかかわりの中でさまざまな人権にかかわる課題に直面する機会があります。また、企業自身についても、個人情報保護や公正な採用、さらに、企業の職場の内外の事業活動について、常に人権の問題意識を持って対応していくことが必要です。そのため企業の代表者や団体の役職員を対象に、引き続き人権啓発の取り組みを推進していきたいと考えています。

具体的な事業の計画について、65ページをご覧ください。すべて継続事業ですので、簡単に説明いたします。

65ページの公正採用選考啓発事業ですが、これは、6月の公正採用選考推進旬間にあわせて、ポスター、メディアなどを通じて、企業の採用選考に当たって広く啓発するものです。

企業内人権問題啓発セミナーですが、これは、企業の人事担当者を中心に6月に府内4会場で研修会を開催し、フォローとして、欠席された企業を対象に9月にセミナーを設けることを計画しています。

66ページの企業・職場人権啓発推進事業ですが、企業の代表者、また、商工業関係の団体役員を対象に、府内4会場で講演等を実施する予定をしています。

府営工業団地立地企業人権問題研修及び同補助事業ですが、京都府が造成しました3つの工業団地に立地しています企業を対象に研修を実施することとし、加えて長田野と綾部の工業団地立地企業が自ら取り組まれている人権問題研修を支援するものです。

最後に67ページの中小企業労働相談事業です。賃金の問題や解雇、退職勧奨を初めとして、職場内でのパワハラ、セクハラ、メンタルヘルスなどさまざまな問題について、労働相談員や弁護士、社会保険労務士、産業カウンセラーの方々が電話や面接によってきめ細かな対応をする事業です。これらの事業によって、企業、団体、職場におきます人権意識の向上と人権に関する諸課題の解決に向けて取り組むこととしています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

次に、農林水産部お願いします。

○事務局

それでは69ページをお願いします。

農林水産部としては、農山漁村地域においてしっかりと人権意識を根づかせるため、地域活動あるいは生産活動の場から人権尊重の意識づくりを行うこと、それともあわせて女性の能力発揮、そして、それが評価される環境づくり、農業経営等の方針決定への参画促進など、男女共同参画を推進していくことが必要と考えています。

具体的な取り組みは次のページに記載していますが、農林漁業関係の団体職員等に対し、北部会場、南部会場の2会場で研修会を実施しているほか、2番目にありますように、研修会、講習会、資料作成等の実施に対しても補助を行っています。また、女性の地位向上あるいは農業経営等の方針決定の参画促進等のために、普及センターが中心となり、家族経営協定の締結の推進、農産加工等の起業活動の支援としての講座の開催、農村女性組織の育成のためのセミナーの開催などを行っています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

それでは、建設交通部、お願いします。

○事務局

建設交通部です。73ページをご覧ください。

所掌事務としては、道路、河川、都市公園等の公共施設の整備及びその管理、また、府営住宅の整備及びその管理、さらには、福祉のまちづくりの推進、建設業の許可、宅地建物取引業の免許などの事務を行っています。

課題認識についてですが、1点目は、公共施設や多数の府民が利用する施設のバリアフリー化を進めていく必要がありますが、このような施設の設備には費用が要するだけでなく、施設利用者の理解も重要であると認識をしています。

取り組みの方向のところにも書いていますが、府民参画の中で公共施設の整備のあり方について府民と事業者がともに理解を深め、その方向性を見出す取り組みを進めているところです。

課題認識の2点目ですが、建設業は、地元雇用を支える重要な産業であるという認識のもとに、業務の危険性や専門性の上で、経営者の方には、人権意識を初めとした高い倫理観が求められると考えています。

取り組みの方向の2点目、建設業については、年間2カ所で、人権問題研修を実施しまして、人権に関する理解を深めることとしています。

課題認識の3点目ですが、宅地建物取引業は、住居という、人が生活していく上で必要不可欠な側面に携わるとともに、取引業の公正を担うものであるということから、人権意識を初めとした高い倫理観を持って職務に当たる必要があると考えていまして、取り組みとしては、取引業については、業界が例年実施しています自主研修会、また、5年の有効期間置きにあります宅地建物取引主任者証の交付の講習会の際に、関係者に対して啓発を行うこととしています。

個別の具体の事業内容については75ページをご覧ください。

建設業者の人権啓発研修を南北2会場で行っています。例年秋ごろ実施しています。

そして、二つ目ですが、宅地建物取引業者の人権啓発については、各協会の研修会の中や毎月の法定の講習会の時にあわせて講習を行うこととしています。

建設交通部は以上です。

○座長

ありがとうございます。

教育委員会お願いします。

○事務局

教育委員会所管分について説明をいたします。

学校教育と社会教育を所管しています。お手元の資料77ページをご覧ください。

教育委員会においては、新京都府人権教育・啓発推進計画を踏まえ、また、人権尊重の重要性を全体にわたる基本理念として位置づけて、本年1月に作成しました、京都府教育振興プラン、これに沿いまして、学校教育の重点、社会教育の推進のため及び人権教育を推進するためにこういう冊子を毎年度作成しています。その中で学校教育、社会教育において、人権教育を推進する基本的な考え方を示しながら、あらゆる教育活動を通じて人権教育を推進することとしています。

また、人権教育が一層推進できるように、人権関係の国内外の資料、法令等を整理しました人権教育指導資料を改定しまして、府内の全教職員に配布しています。

それから、3月11日に発生しました東日本大震災について、教育委員会では、被災地における児童・生徒等の心のケア、学習相談、学習支援等をするために、府立学校の教員、指導主事、スクールカウンセラーなどから編成しました教育活動支援チームを4月21日から昨日までに4次、延べ33名を福島県に派遣しているところです。

次に資料の79ページをご覧ください。

まず、人権学習実践事例集作成についてですが、平成17年度から5カ年計画で児童・生徒の発達段階に応じた人権学習資料集を作成してきましたが、22年度で小学校編の低学年、中学年、高学年、それから中学校編、高等学校編が完成しました。これらの学習資料集を効果的に活用いただいている事例を集めまして、23年度には、小学校から始め、3カ年計画で実践事例集を作成し、活用できるように、各小・中・府立学校等へ配布する予定をしています。各学校においては、生命や人間の尊厳、自尊感情やコミュニケーション能力の育成といった普遍的なアプローチ、それから、同和問題や女性差別などの人権問題といった個別的なアプローチ等の二つのアプローチから人権学習が実施・充実するよう支援して

いきたいと考えています。

次に、人権教育進路保障資料作成についてですが、この事業は、援護制度一覧を作成するもので、経済的理由で児童・生徒が希望進路を断念することがないように、国・府・市町村等が実施しています事業を掲載しているものです。

次に、人権教育研究指定事業についてですが、文部科学省の事業で、研究指定校と総合推進地域事業の2種類があります。

研究指定校事業は、人権教育を培うための学校教育のあり方について幅広い観点から実践的な研究を行い、人権教育に関する指導方法の改善・充実を図る事業です。平成23年度については、22年度に引き続き、府立綾部高等学校で取り組む予定をしています。

それから、総合推進地域事業は、学校・家庭・地域社会が一体となった人権教育の総合的な取り組みを推進し、地域全体で人権意識を培うための人権尊重の精神を高め、一人一人を大切にされた教育の充実を図るという事業です。こちらは、平成21年度、22年度に引き続き、亀岡市の詳徳中学校区内において取り組まれる予定です。指定3年目となりますので、本年11月17日に研究発表を予定しています。

次に、資料81ページをご覧ください。教職員の研修事業についてです。

こちら、一つ目に府総合教育センターにおける継続的な計画的・系統的な研修、それから、学校の校内における研修、それから、京都教育大学への派遣研修、こちらを柱として教職員の人権意識の高揚と指導力の向上に取り組んでいるところです。

次に、資料82ページをご覧ください。

トータルアドバイスセンター設置事業についてですが、不登校やいじめなどの学校教育に関することや、子育てやしつけなどの家庭教育に関することについての悩みや不安を抱く子供、それからその保護者等に対して、電話、メール、来所、巡回による相談を実施するものです。複雑で専門的なアドバイスが必要な場合は、精神科医や臨床心理士による府総合教育センターや北部研修所での来所相談、それから、近くの教育局において巡回相談を実施しているところです。

続きまして、社会教育関係事業について、資料83ページをご覧ください。

人権教育推進事業について、一つ目に人権教育指導者研修会。二つ目に人権教育行政担当者協議会、三つ目に次のページの学習教材・啓発資料整備、この三つの取り組みを引き続き行うこととしています。

人権教育指導者研修会については、府内の社会教育関係職員等を対象に、人権問題解決

に役立つ学習活動を市町村において推進していくための指導者の資質向上を図る研修を年2回実施しています。

それから、人権教育行政担当者協議会については、府内五つの教育局ごとに研究協議や取り組みの情報交換を行う予定としています。

次のページの学習教材・啓発資料整備については、学校、地域社会、職場等で人権について学ぶことができるように学習教材啓発資料を整備するものです。

最後に、資料の84ページの森と小川の教室推進事業についてです。

こちらは、南丹市にありまするり溪少年自然の家や南山城村にあります南山城少年自然の家を活用して、自然の中で障害のある子供と一緒に生活を行うという事業です。

教育委員会からは以上です。

○座長

ありがとうございました。

最後に警察本部、お願いします。

○事務局

警察本部です。所掌事務については、資料2の85ページ以降をご覧ください。

警察本部における人権教育・啓発事業としましては、大きく二つに分けて、警察職員に対する研修・教養と犯罪予防、犯罪被害者の支援を行っています。

まず、警察職員に対する研修・教養については、資料87ページ以降で示していますように、採用時教養における人権教養を初め、各職場においては、職務倫理教養と題して警察活動を日々推進していくために、必要な倫理観、使命感及び責任感を醸成する目的で各種教養を実施しています。さらに、警察本部、警察学校にて、各種研修会、入校を伴う専科教養を実施して、さらなる人権啓発に対する理解の強化に努めています。

新規施策としては、88ページにあるブロック別犯罪被害者支援担当者等研修会、89ページの犯罪被害者支援専科で、適正かつ効果的な犯罪被害者支援の強化に努めていきたいと考えています。

次に、犯罪の予防、犯罪被害者の支援ですが、これについては資料91ページをご覧ください。大きく分けて三つの施策を実施していますが、いずれも前年度の施策を引き続き実

施していく予定です。

ここで一つ訂正をさせていただきます。91ページのインターネット事業者等に対する指導及び利用環境の整備について、担当課が警察本部生活経済課となっておりますが、本年4月から、従来、生活経済課にありましたハイテク犯罪対策室が体制強化によりサイバー犯罪対策課となりましたので、警察本部生活経済課をサイバー犯罪対策課に訂正方を願います。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

ここで10分間休憩としますが、休憩の前に、新しい委員がおいでになりましたので紹介したいと思います。一言ごあいさつをお願いします。

○委員

京都府立高校で非常勤講師をしております。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○座長

よろしくお願いいたします。ぜひ遠慮なく発言等お願いしたいと思います。

それでは、10分間休憩をとりますので、委員の方は質問等ありましたら御用意ください。では解散します。

(休憩)

○座長

それでは、再開します。委員のほうから今までの説明に対して質問、コメントありましたら遠慮なくどうぞ。

○委員

三つ質問します。

一つは、健康福祉部の53ページでユニバーサルデザインという言葉を使っていて、

73ページの建設交通部はバリアフリーという言葉を使っている、同じようなことを目指していると思いますが、用語が統一化されていないということは、連携はどうなっているのかというのが一つ目の質問です。

それから二つ目に67ページの今すごく問題になってる雇用の問題について、中小企業労働相談事業の説明がありましたが、相談は相談ですが、問題はその後何をするか、どこにつなげていくか、調整するのか、紹介するのか、解決するのかということが必要になってくると思うので、この労働相談事業というのがどこにどうつながっていくのかという仕組みについて教えてほしいのが二つ目の質問です。

三つ目の質問が、私が教育委員会の派遣の先生とお付き合いする中で、府立高校や中学校でもニューカマーの子供たちがいる、あるいは、本人はしゃべれるんだけど、お母さんがニューカマーで家庭訪問などで全然通じないという状態があって、通訳が欲しいという話があるんですが、通訳事業について、全くNPO法人などに頼んでしまって、京都府としてはやっていないのかお聞きしたい。なぜかという、京都府は京都の特色を生かした友好大使という組織をつくっていて、その方たちにちょっと動いてもらえば簡単に通訳事業ってできるのではないかと思うのですが、そういう医療関係や教育関係など非常に一番大事な部分での通訳派遣のようなことをやっておられるのかどうか教えてください。

その三つです。

○座長

ありがとうございます。

用語、それから概念の統一の問題、これは報告全体を通して。それから、労働相談事業、全体としてどういうつながりというか、まとまりになっているのか。さらに、ニューカマーの学生・生徒だけではなくて、父兄を含んだ通訳の問題。以上の3点について。これに関連してほかの委員からも質問がありましたらお願いします。

○委員

外国人の人権についての関連です。外国人に対しての災害情報の提供の説明がありましたが、これは東日本大震災でも大きな問題になってます。具体的にお聞きしたい。

それから、パンフレットなど、言葉がスペイン語とかポルトガル語、英語、韓国語、中国語ですが、たしか外国人登録を見るとフィリピンの方が多いが、タガログ語については

どうなってるんでしょうか、ここを教えてください。

○委員

用語の問題という意見の関連ですが、最初に説明のあった推進計画実施方針の中で、2ページ目にソーシャルインクルージョンという言葉が出てまして、解説があります。その下の実施方針の中にノーマライゼーション社会の推進という言葉が出てきていまして、そして、個別の計画の中で62ページに、これが前回か前々回、ノーマライゼーションの京都づくりを推進する条例の制定に向けた取り組みを進めるということで、いわゆる京都版の障がい者差別禁止条例に向けた取り組みを開始すると言うことで、ここにもノーマライゼーションという言葉が使われています。84ページにもノーマライゼーションの一層の進展を図る、そのほかにもあるかもしれませんが、確かにノーマライゼーションという概念は非常に重要な概念で、一定の啓発という役割を担ってきたわけですが、最初にあるソーシャルインクルージョンという概念が非常に重要な意味を持ってきていて、インクルーシブな社会の創造という考え方が最近では大きな流れをつくり出していると思っています。ノーマライゼーションは、確かに障害あるいはそのほか、社会の中でさまざまな弱い立場に置かれているその環境を改善していくというところで、特に本人へのアプローチが大きなポイントになっていると思いますが、ソーシャルインクルージョンというのは、社会全体が変わっていくという概念になってきていますので、今後、インクルーシブな社会の創造、あるいはインクルーシブな社会の構築というのが一つのキーワードになっていくかなと思います。また状況をご覧いただきながら、留意をお願いできたらなと思います。

以上です。

○委員

77ページの教育問題ですが、学校教育、教育活動を全体に人権教育を適切に位置づけ、児童・生徒の実態を的確に把握してとありますが、この的確に把握の中の意味合いをお尋ねします。今、学校現場はどこも個人情報保護法ができてから、個人情報を守るということが大変大きなテーマになっているように見受けられます。もちろん個人情報を守るということは人権を守るということにつながっていますので大切であることはわかりませんが、そのために逆に外国人児童・生徒が何人いるのかとか、この学校には何人の在籍者がいるのか、そしてまた、外国籍でなくても両親のどちらかが外国人であるという、そういう生

徒がどれだけいるのか、いろんな学校に行ってお尋ねしてもそういう数字は把握しておりません、学級担任はそれぞれに知っているかもしれませんが、学校全体ではそういうものは数字としてまとめてはいませんというような返事がとても多いんです。そういうふうに見学・生徒の実態が把握できていない状態で人権教育ができるのかと、かねて疑問に思っています。

個人情報保護についてはもちろんわかるんですけども、外部に情報を出してはいけないということと、内部で情報を持たないままにいるということとは全然意味が違うと思います。医者が自分の担当する患者の病歴とか、今までの、前に受けた手術のこととか、そういうことを知らないままに患者に対するということはある得ないと思うんですが、教育現場では往々にしてそういうことが、今、事実起こっているようにお見受けします。そのことについてお伺いします。

○委員

商工労働観光の関係ですが、いろいろある事業の中で、特に効果的なのとか、力を入れておられるところを再度お聞きしたいと思います。

それと、最後の中小企業労働相談事業ですけども、これは主に中小企業の企業経営者向けの事業なのか、あるいは労働者側のいろいろ問い合わせが多いのか、もし両方ということならどれぐらいの比率なのか教えていただきたいと思います。

○座長

ありがとうございます。

○委員

25ページの保育ルーム設置促進事業について、保育ルームを実際若いお母さんたちが利用するというのはすごくいい取り組みだと思っていますが、どれぐらい実施しているのかと、あと、実施の利用率やその現状をお聞かせいただきたい。

○座長

ありがとうございました。

私からも三つほどありますので、もし今までの質問に関連して答えていただければと思

います。

大きい問題で27ページのワーク・ライフ・バランスについて、ここではお母さんに関連してきますけれども、日本の場合はむしろ男性のほうが仕事中心になり過ぎて、家庭、子供、もちろん奥さん含めてなかなか時間がないと、だから母親だけでなく父親のほうも何か府として対策というか、具体策をお考えになっているのかと教えていただきたい。

それから、震災に関連して、建設交通部にお聞きしたいですが、これはもちろん国が基準を決めてやることですが、もし今回の災害を機に、あるいは、それを参考に特に取り組まれる、あるいは取り組まれてきた実情があればそれを教えてください。

それから最後は、農林水産部にお聞きします。水の問題で、滋賀県の場合は、琵琶湖浄化に関連し、非常に難しい状態にあります。京都府の場合、由良川や淀川もありますし、そういう水の問題について、特にお考えになっていることはないのか、この3点つけ加えさせていただきます。問題が多岐にわたりましたので、どの関係部署からでも答えられる範囲で回答いただけたらと思います。

○事務局

健康福祉部です。

まず、一番最初のユニバーサルデザインと、建設交通部のバリアフリーと用語が統一されてないという指摘ですが、バリアフリーというのは、施設整備などのハード的な障壁の解消といった形の中で使われる用語で、ユニバーサルデザインといいますと、例えば読みやすい字体であるとか、ソフト的なものも含まれた概念であると理解しています。ただ、いずれにせよ近似的な概念ですので、それぞれの文字の定義をきちんとして、お互い誤解のないようにバリアフリー、ユニバーサルデザイン、そういった用語をきちんと使い分けていけたらと考えています。

○座長

それと関連してソーシャルインクルージョン、これ要するに、世の中にいろんな人がいるから、みんなあんまりふだんと変わらず生活できるようにという、それが最終目標で、ユニバーサルデザインもバリアフリーもみんなそこへ収れんしていくと思います。初めの二つの用語だけじゃなくて、もう少し広く考えたほうがいいのではないかと思います。

ほかの部署も遠慮なく回答いただけたらと思います。

○事務局

商工労働観光部です。

中小企業労働相談事業の関係ですが、フリーダイヤルの電話相談を中心に行っています。それと、非正規労働のホットラインということで、毎週土曜日に京都中小企業労働相談所において専門家、社会保険労務士が電話、来所で受け付けています。また、特別労働相談は弁護士による労働相談や働く人のメンタルヘルス相談として産業カウンセラーによります労働相談を毎月第2水曜日に行っているところです。

相談に対する対応に関する質問につきましては、次の実施状況を報告する機会にご説明したいと考えています。

なお、参考に労働相談の内訳ですが、おおむね7割程度が労働条件に関すること、労働組合や労使関係、雇用に関係することが5%程度、勤労者福祉に関することが1割程度です。

また、重点は何かとの質問ですが、人権問題は大変重要なことでもありますので、就職関係の公正採用の啓発ですとか、各企業等においては、管理職を中心に人権啓発を進めていくことを重点と考えています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

教育委員会どうぞ。

○事務局

通訳事業についてですが、今まとまって通訳派遣などの制度は準備していません。歴史的に中国から帰国された方等々南部地域に多かったんですが、そういった方々に対しては、委員会のほうから加配を措置して対応したり、それから、いわゆる中国語を話される方、あるいはネイティブの方の協力を得て通訳を派遣していましたが、近年、中国から以外の方も、特に北部地域にかなり少数ですがおられて、この部分に対しての対応は若干遅れています。国際課の外国籍府民共生施策懇話会でも提言をいただいています、いわゆる就学にかかわる情報提供とか、そういった指摘については今後検討していかなければならな

いと考えています。

それから、もう1点、情報の把握についてですが、子どもたちを指導する上で必要な情報の収集やその取扱いについては、個人情報保護の観点から考えますと、いろいろと難しい問題があります。近年の一つの事例を挙げますと、授業料無償化について、従前ですと、減免制度という形で家庭から書類を上げていただき、そのことではっきり家庭の経済状況がつかめましたが、現在、無償化ということでなかなかそういうことがつかめず、いざ進学というときに、実は無理なんですというようなことが突然起こってくるなど、なかなかつかみにくい状況が起こっているのが事実です。

教育委員会としては、各学校に、やはり小・中あるいは中・高との連携の中で、しっかり一人一人の子供の状況については申し送りをしてくださいといった指導をしまして、少なくとも担任あるいは教科指導にかかわる者、それからクラブ指導にかかわる者、もちろん学校長においては一定の集約はしているものと考えていますが、多分、それをまた外部からの問い合わせに対して、果たしてどこまで学校のほうが答えてるかというのはこちらでは承知していないところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

国際課です。

災害時の外国籍府民への情報提供についてですが、実際には英語・中国語・韓国語でのホームページによる情報発信。それから、FM放送との協定に基づいて災害時の緊急放送などを実施しています。その他メールマガジンや携帯メールによって英語や中国語などは対応していますが、ただ、今回のように、実際に京都が被災地になった場合に、外国籍の方々に確実に災害情報を届けるには、やはりこれだけでは十分ではありませんので、ツイッターやフェイスブックなど、そうした多様なメディアを活用して、どのようにすれば多言語で外国籍の方々に確実に情報提供できるかについて、現在、我々の検討課題だと思っております。今年度の外国籍府民共生施策懇談会などでも意見を伺いながら、対応を考えていきたいと思っています。

それからあと、フィリピン、タガログ語の関係ですが、国際センターで実施している生活相談はタガログ語での対応もしていきまして、外国人のための防災ガイドブックについてもタガログ語でも作成をしています。それから、去年、外国籍府民共生施策懇談会の意見を聞いて作成をした安心・安全情報のためのリーフレット、手元に置いてすぐに対応できるリーフレットもタガログ語でも作成をしています。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

府民生活部です。

まず、保育ルームの実施状況ですが、平成22年度で設置件数が123件、託児した子供の数が680人です。

それから、ワーク・ライフ・バランスに係る男性の課題への対応ですが、後ほど説明しますKYOのあけぼのプランにも男性の課題に対応した男女共同参画の推進ということで掲げまして、男性のほう家庭や地域活動に入っていけるように、そういう活動をされてる方によるセミナーや、料理教室みたいなもの、あるいは地域活動を促せるようなイベントへの声かけなどの中で今後取り組んでいくということで、今、具体的な事業を検討しているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

○事務局

建設交通部です。

バリアフリーの表記の関係ですが、健康福祉部から説明がありましたが、施設整備ということで従来から象徴的に段差解消としてバリアフリーという言葉を使ってきましたが、指摘のとおりユニバーサルデザインの考え方も重要と思いますので、表記のほうは検討し

ていきたいと思えます。

それから、地震を踏まえた建設交通部関係の取り組みについてですが、東日本大震災を踏まえた施策というのは、地域防災計画の見直しを踏まえながら、これから検討していく段階です。ただ、建築の施策としては従前から耐震診断事業や耐震改修補助事業を設けており、木造住宅の耐震化率を上げるための取り組みを進めてきているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございました。

○事務局

農林水産部です。

水源、水の問題についてですが、水源地としての森林の役割は非常に重要で、やはり木材の生産地ということと言えますと、健全な造林あるいは府内産材の利用を通じて保全されていくというのが最も望ましい形ではありますが、昨今の材価の低迷、あるいは比較的安価な外国産材の輸入等から、経営として見た場合に非常に厳しいというのが実態です。

そのため、一つには府内産材の利用促進のためのさまざまな制度を持っています。ただ、それだけではカバーし切れないということもあり、府民の力もかりながらモデルフォレスト運動に取り組んでおりまして、健全な森林を守るための間伐や、あるいは下草等の整備などに、さまざまな力を借りながら取り組んでいるところです。

それから、健全な森林の保全には、間伐を適宜行っていく必要がありますので、間伐材の利用についても事業を実施しながら保全に努めているところです。

以上です。

○座長

ありがとうございます。

ほかに質問・意見ありましたらどうぞ。

○委員

67ページの中小企業労働相談事業について、その内容から、労働者側、働く方に対する

相談窓口とは理解するんですが、承知のように、労使関係というのが昔のような社会的対立軸というのはほとんどなくなって、個別の話になってるんです。個別になったときにももちろん数の上ではやはり経営するほうの権利が基本的にはまかり通ることなんです。かなり個人の労働者の権利というのが大幅に改善されてる中で、むしろ悩める経営者というケースが非常に増えてきているのではないかと思います。それで、労働者側に対しては、今、世の中でかなりあちこちに相談窓口が広がっていますが、いわゆる弱い立場の中小企業経営者が相談する場所がほとんどないのが実情だろうと思います。やはり中小企業の経営者というのが非常に弱い立場に今日ありますので、その方々にむしろアピールして、相談・助言がいただける事業など強化していただきたいと思います。

○座長

何か回答、あるいは将来の方向性についてありましたらどうぞ。

○事務局

中小企業労働相談事業についてですが、雇用されてる側（労働者）の相談が中心になってこようかと思います。なお、京都府労働委員会では、労働者と使用者どちらからでも利用でき、相方の労働に関するトラブル解決の支援をしていますので、労働委員会の制度も活用していただくこともひとつの方向かと思います。

次回、実施状況の報告時に中小企業労働相談事業を中心に報告させていただきたいと思っています。

以上です。

○委員

保育ルームの設置件数について、先ほど123件と聞きましたけど、大体、講演会って幾つぐらいありますか。乳幼児対象のお母さんに関係ない講演会もあると思いますが。若いお母さんのパワーが京都府を元気にすると思います。大体講演会幾つあってその中の123件か、大体で結構です。

○事務局

男女共同参画課です。

今、質問の保育ルームですが、京都府が直接開催します講演会やいろんな催し物において子供さんをお預かりして保護者の方に参加をいただくという趣旨ですが、保育協会に委託をして開催しているものです。全体の講演会数について、今、詳細の数値は持ち合わせてませんが、実際、この123件は、お母さんや子供連れを対象にした行事についてより多くの参加が得られるよう積極的に設置をするということで、各庁内には説明し、設置しているところです。

○座長

ありがとうございます。

それでは、次に昨年度、問題提起されて新しく取り組まれる、議題1の②の府民の意識調査について、説明をお願いします。

○事務局

それでは、府民調査の関係につきまして説明いたします。資料の3をご覧ください。

説明の前に訂正をお願いします。タイトルの人権教育・啓発、「施策」が要りません。推進計画に関する調査となります。

全体像としましては、これまでの説明どおり、こういう形で実施をしたいと思っています。調査対象は、京都市内を含めた府民3,000人ということです。住民基本台帳なり、外国人登録原票から抽出をして、郵送による無記名のアンケートです。6月に調査票発送というところ、少しこの懇話会自身が延期になったこともありますし、当初のスケジュールからは少し遅れぎみですが、できるだけ早く調査票の発送をして実施をしたいと思っています。この後、調査に係ります委託業者の決定をする等々作業が出てきますので、順を追って進めていきたいと思っています。

それでは、内容について説明いたします。

1枚めくっていただきますと、調査票を発送する際に同封をするお願い文を付けています。前回の懇話会でも振り仮名があればよりわかりやすいという意見もあり、基本的に、この案内文、調査票について、すべて振り仮名を振っています。この中身はまだ固まっていないところは○○という形で書いていますが、決定次第この形で進めさせていきたいと思っています。

案内文については、今のところ、英語、中国語、ハングル語、これに略したのものも準備をして調査を実施したいと思っています。

それでは、調査票について説明をします。府民調査調査票の（案）をご覧ください。

この調査については、基本的には、前回、平成13年に実施したものと経年比較ができるようにということと、これからの人権施策推進の指標となるようなデータを把握をしたいと考えています。さらに、できるだけ回収率を上げるために質問項目等々の配慮として取捨選択をしながら作っています。

まずは、問1の人権についてですが、これは新規で項目設定をしたものです。まず最初に人権が尊重されるということを回答者自身に意識をしていただくということも含めて、ここで1から、わからないを入れて七つの選択肢で設定をしたものです。

それから、問2-1と2-2ですが、基本的に形としては継続の項目ですが、問2-1については、例えば、上のアのところでは、「府民一人ひとりの」云々と、イのところでは「京都府は」となっています。前回、ここが、国民あるいは日本という形で少し大きくとらえています。ここを京都府に特化した質問に変えていまして、この部分については、これからの指標の一つとして使用していきたい、基礎データとして把握をしたいと思っている項目です。

問2-2についても継続ということで、さまざまな個別課題の尊重等を問う項目としています。

それから、次のページの間3ですが、新規項目です。人権相談窓口の認知度ということで、これも人権啓発等をあわせていろいろな人権相談についての窓口を広く知っていただくため、今の状況について基礎データをとりたいと起こしている項目です。

それから問4-1、4-2、4-3と継続項目になっていまして、回答者自身の人権侵害の経験、あるいはその経験した侵害の内容、そして、それにどう対応したか問う項目です。

次に3ページの間5ですが、差別に対する考え方ということで、これも継続の項目です。五つほどの具体的な事例を挙げまして、それについて差別と感ずるかどうかいふことを聞いて、ここは経年比較ができるようにという形で考えています。

問6、これは新規項目でして、これも身近な人権問題に対して回答者自身がどのような考え方か、幾つか提示をする中で聞いていくということで、アからキまで7項目を選びまして、一概に言えないという選択肢も含めて回答を求めようと思っています。

それから、次に、4ページの問7です。これも継続です。風習等に対する考え方ということで、大安がどうか、家柄、血筋云々、四つの項目についてお尋ねをするものです。

5ページの個別の課題についての項目ですが、問8、問9は継続です。同和地区の出身者との結婚に関する項目、それから、公正採用の観点で問う項目です。

三つ目の問10、こちらのインターネットによる人権侵害への対応についてです。これは、個別課題の中での新規項目です。前回に比べて、やはりこのインターネットの人権侵害の事例が非常に多くなってきている状況を踏まえ、新規で項目を起こしています。

それから6ページの問11、12、13と、府が実施していますさまざまな人権研修、市町村も含めたものの参加状況や、それを受けての意識の問題、また、それを踏まえた効果的な手法について問うもので、ここも比較検討をしようということで継続します。

問14、ここが全くの新規項目になっています。ここでは、自分の身近なところで人権問題の解決に取り組んでいる人やそういう人との出会い、おつき合いがあるのかなどいろいろな個別課題ごとに状況を調査する項目です。この部分については特にほかの項目とクロス集計をして、こういった人権問題のいろいろな活動をしている、あるいは、その活動をされている方が身の回りにいることによってその方の意識はどうなのか、いない場合の方と比較してどうなのか、そういうクロスでデータがとれるのではないかとということで、新規で起こしたところでは。

それから、問15、問16ですが、ここは継続ということで、いろんな施策について選択をしていただくもの、また、自由意見を書いていただく項目を入れています。

以上、問いとしては16問ということになりまして、最後のページになりますが、これで属性を問うところでは。前回の懇話会で性別について意見をいただきました。その意見を踏まえて、男性、女性という二つの選択肢で答えていただくこととしました。地域については、市町村合併等で多少市町村が変わっていますが、基本的には同じ属性でもって回答をいただき集計ができるような形としています。

簡単ですが、以上です。

○座長

ありがとうございました。

それでは、案をごらんになってお気づきの点等、意見ありましたら自由に発言してください。

○委員

全部の項目、問いの前に括弧に入れて見出しのようになってますが、これは案だからついているのか、それとも実際の調査のときにもこの括弧の中の文言というのを入れるという意味でしょうか。

○事務局

そのまま入れた形で作成しようと考えています。

○委員

私はないほうがいいのではないかと思いました。この問いはどういう答えを期待されるのか、先入観みたいなことで答えてしまう、答えが誘導されてしまうというようなことがあるのではないかと感じました。またほかの委員の意見もお聞きしたいと思います。

○座長

質問を説明するというのは、中身をはっきり、焦点をはっきりさせるということと、ただ、そのことによって答える側が白紙の状態で答えにくいという両面の側面がありますので、ただいまのような意見があると思います。

同じ点でも、ほかの点でも、意見等どうぞ。

○委員

回答率をよくしようと思ったら途中でドロップアウトしないことが大事だと思いますが、問4と問11で、問11では、参加したことがないと選ばれた方が、以下の問13にお進みくださいと結構丁寧にわかりますが、問4では、問4-1で「ない」を選ばれた方、以下の「問5からお答えください」よりも「問5にお進みください」のほうがシンプルでいいのかなと思います。それで、わからないと答えた人が、次にどうすればいいのか分かりにくいかなと思います。これ全く単純で簡単なことですが、いろんな方にアンケートをするのに、だれが読んでもすぐわかるような形に統一されたほうがいいかなと思います。

○座長

文章は特に難しいですね。ただいまの指摘も踏まえてお考えください。

○委員

問4-1は、あると答えた方はどう進むのか、わかりにくいですね。これでいいのですか。

○座長

あると答えた方は4-2に進んでくださいとか、何か指示があるともっとはっきりすると思います。

○委員

そうですね。

それと、答えにくいなと思ったことがありましたので、参考にしてください。風習に対する考え方についてです。

結婚式は大安の日じゃないとよくないという風習は当然のことと思う、おかしいと思う、間違っている、なくしていかなければならない、わからない、私はどちらでもいいと思います。要するに風習が形骸化してるという認識もあると思うんです。だから、特に大安だとか、今、風習って受け止め方が非常にデリケートで難しいですね。個人的には、これについては、こぶしを上げて当然だと思うことはないし、こぶしを上げておかしいという主張もしたくないし、なくしていかなければならないと主張することもない、わからないこともない、という人が結構いるんじゃないかなと思いました。これは個人の感じ方です。参考にさせていただければと思います。

方位の問題についても、どちらでもいいという答えの人もいるんじゃないかと思います。地鎮祭や方位を変えたり、その人のやってることは間違いだみたいなことを言いたくないし、どちらでもいいんじゃないのかなという気がします。深く考えていったらいろんな差別の問題だとかそういったことはあるかもわかりませんが、今現在の常識の中で考えると、そんなに問題になるようなことではないのではないかなというのは私の考え方なんです、ちょっと参考にさせていただければと思います。

○委員

今の意見と関連して、改めてこの回答欄のつくり方を見て、「わからない」とそれから「一概に言えない」というのが幾つかありますが、自分が答える立場に立つと、「わからない」は、はっきりこれは答えだと思いますが、そう書きたくないからどちらか考えて、右に寄るか左に寄るかで回答するんです。一概に言えないという回答欄があると、すごく便利に使われてしまって、逆に回答拒否に近いようなことになりはしないかなと思いました。

例えば、問2-1なんかは6つあって、「どちらかといえばそう思う」「どちらかといえばそう思わない」という回答欄があるから、3番目の「一概に言えない」をやめて、答えを強要したほうがいいのではないかと思います。一概に言えないというのは、この面では差別が進んでいる、あるいは差別がある、だけど、同じ事象でも別の側面では、それは差別が逆に後退してるというか、よくなってるとも言える、というように回答にならないかなという気がしましたので、その点だけはもう一度検討をお願いします。

○座長

前日も御指摘あったと思いますが、アンケートというのは、何を指してやってるかというのがあって、それに対してははっきり答え、ないし方向がわかるような設問の仕方、あるいは回答の選択肢が大事です。やっぱり言葉というのは非常に難しいので、よくお考えいただきたいと思います。

○委員

草案から関わっている立場からお話しします。

問7ですが、これは継続の質問項目で、平成5年から13年、次23年と、やっぱり今回も聞いておきたいというのがこちらの思いです。そうすると、どちらでもいいという答えを入れてしまうと継続比較が全くできなくなってしまうので、カットしてしまうか残すかの判断でした。

ちなみに、大安や方角などにこだわることと差別の問題は関係ないのではと私も思っていますが、統計をとると関係あるんです。要するに、大安にこだわってる人たちはやっぱり同和地区の人とは結婚したくないという割合が非常に高いんですね。だから、いわゆる伝統を重んじ派の方たちが同和地区を忌避するという傾向は、相関をとるときれいにみえますので、やっぱり項目として残した方がいいかと思います。

それともう一つ、「一概に言えない」というのが何カ所か入ってるのは、要するにあいまいな言葉を入れないと答えられない人たちの逃げ場がなくなってしまって拒否回答になりかねないというので、5段階評価で、逃げ場をつくっておいて、ほかのところは、ちょっと考えられるところは考えてもらおうという形をとっています。だから、行政のこういう調査は、いろんな要因が入り込んでいて、いろんなことを考えざるを得ないような調査になっているので、非常に質問としては悪いんですが、書いて悩んでもらい、それでもやっぱり問題だと思ってる人が多いか、問題じゃないと思ってる人が多いかを聞いてみようかという質問なんです。

○座長

ありがとうございました。

それでは、ほかに質問等ございますか。

○委員

確認ですが、3,000人に聞いて、目指す回答は恐らく1,500人ぐらいかと思っていますが、問いのエで北部、中部、京都市、南部とあります。均等に配布してしまうと、京都市に3,000のうちの1,500ぐらい行ってしまって非常に限定的になってしまいますよね。そうすると北部などの票数が結構少なくなってしまいますが、可能性があって、若干操作をして配るという方向なのか、まるっきり人口比で配るつもりなのか、教えてください。

○事務局

今考えてますのは人口比で抽出を考えています。

○座長

ありがとうございます。

はい、どうぞ。

○事務局

今、いろいろ経過も含めて説明いただきましたが、最初にいただいた意見で、それぞれの問いの表題について、削除した方がいいか、当初の考えどおりあったほうがより回答者

に親切なのか、ほかの委員の意見等もいただければ、この場で聞かせていただきたいと思
います。

○座長

委員が府民全部を代表してはるわけではないけど、特に今こういうことは指摘したいとい
う方ありましたらどうぞ。

○委員

入れることのメリットもわかるんですけども、もしも入れるということに最終的になる
ようでしたら、例えば問9の「能力等以外の事柄を採用選考の判断材料とすることについ
て」というのは、これは言ってみたら、何が正当かが示されてるような感じが非常にして
しまいますので、単に「採用選考の判断材料について」というようにしていただきたいと思
います。ほかにもあるかもしれませんが、今日につきましたので。

○座長

やはりなるべくニュートラルに表題はしていただいたほうが、回答する方も選択範囲が
広がりますので、それもよくお考えください。

○事務局

ありがとうございました。

○座長

それでは最後の報告事項、KYOのあけぼのプランについてお願いします。

○事務局

男女共同参画課から説明します。お手元の資料4の冊子と、一方、このリーフレットを
お開きください。

このKYOのあけぼのプラン（第3次）について、リーフレットを中心に概略を説明さ
せていただきます。

平成23年3月に取りまとめましたプランですが、平成21年から審議会のほうに諮問をし、

その後、計画の検討委員会を10回余り重ねていただきました。平22年9月に審議会から答申をいただき、最終的にまとめ上げという流れになっています。

リーフレットの1ページをご覧ください。体系図に沿って説明します。KYOのあけぼのプラン自身は、平成元年から第1次のプランが、平成13年から2次プラン、これが22年度までのプランでした。そういった流れの中で、平成16年には男女共同参画の推進条例として、京都府におきまして条例を策定し、それに加えて18年には、配偶者等からの暴力の防止、被害者保護・自立支援の計画である、DV計画を策定、21年に改定を行いました。また、国におきましては、ちょうど22年12月に第3次男女共同参画基本計画が閣議決定されています。新たな課題としては、少子高齢化の進展や厳しい経済雇用情勢、仕事、子育て・介護等の両立の必要性や地域力の弱体化など掲げています。昨年、平成22年に行われた国勢調査におきましても、京都府の人口が調査以降初めて0.4%ほどの減少に転じるというような状況がある中で、世帯数が4%ほど増えており、これは平成17年に比べ、4万3,000世帯余りが増えています。恐らく、若い単身なり、若年の世帯などが増えたのではないかという状況の中で、地域力、特に地域のきずななどの課題を認識しながら今回のKYOのあけぼのプラン（第3次）を10カ年の計画としてまとめ上げたところです。

特に下に掲げている10の重点分野を2ページ以降で概略を説明をするところですが、やはり計画を推進していくためには、国を初め、市町村、それから民間の団体との連携・協働、幅広い府民の参加というのが欠かせないというところからの視点でまとめています。2ページから10分野の31項目は、数値的に目標に掲げているところです。

まず、政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大、これについては京都市町村、それから、さまざまな団体等での役職員等に登用していくよう働きかけ、さまざまな政策・方針決定過程への参画について、進んではきているものの、まだまだ低い状況であるという認識から、新しいプランにおいても取り組んでいく一つ目に上げているところです。

二つ目の教育・学習の充実、男女共同参画についてですが、特に多様な立場の府民への理解の浸透を図り、参画に関する教育というものにも教育委員会やいろんな機関との連携も図りながら努めていきたいと思っています。

三つ目の働く場における男女共同参画ということですが、このグラフを見ていただきますと、ちょうど30代から34、35から39歳あたりの特に第1子目の出産をされた方々の有業率が低くなっています。こういったところの方々に働く場を、さらに男性も一緒にそういう男女の参画ということで、仕事を初め、家庭についても取り組みが必要と認識していま

す。そういった観点から、3ページ目の女性のさまざまな就業支援や子育てをしながら働きたい女性に対して、保育と就業を1カ所で相談できるマザーズジョブカフェというのを昨年開設して、取り組んでいます。本年は、北部、福知山にその機能を新たに開設して、府域全域に向けて、保育と就業のワンストップの相談機能の充実を重点的に取り組んでいくものです。

それから、四つ目に掲げてます仕事と生活の調和の推進ですが、ここで掲げてますワーク・ライフ・バランスのセンターを秋には開設をして、関係機関の各団体と一緒にになって機能を展開していかれたらと考えています。企業はもっともですが、地域でのそういった取り組みがこれから求められていくのではないかと認識しているところです。

次に4ページのライフスタイルに応じた子育ての支援についてですが、やはり子育て等の相談体制の充実ということで、平成22年4月に開設した家庭支援総合センターとの連携もしながら子育ての支援を進めていきたいと考えています。

それから、六つ目に掲げています、男性の課題に対応した参画の推進ということで、団塊の世代の退職が2007年ぐらいから60歳に達せられる方が大勢出て、2012年には多くの方が65歳に達せられるということで、高齢男性を初め、いろんな方々が地域で元気に取り組んでもらえる男女共同参画の推進が必要と考えています。

次に5ページ、6ページですが、家庭・地域における参画の推進ということで、仕事と家庭の調和を、女性を初め、男性の家庭や地域への参加促進を、特にNPO法人や自治会消防団、地域のさまざまな活動団体への参画を進めていこうというのが七つ目です。

それから、八つ目には、まさに多様な立場の府民が安心して暮らせる環境の整備ということで、賃金格差や非正規雇用、その他いろんな生活困難な方々等に対する取り組みも進めていくこととしています。

次に6ページの九つ目で掲げてますDVの関係ですが、まさに重大な人権侵害に対する取り組みを、啓発を初め、家庭支援総合センターとも連携強化して被害者の支援に取り組んでいこうというものです。

最後、十番目には、生涯を通じ男女が健康でというのが何よりも大切なことであり、保健・医療・福祉の連携のもとで、それぞれ男女が健康な生活を送るための健康支援をここに掲げています。

大体、概略10の大きな柱がありまして、一番裏面の数値の目標を、平成27年を目標年にそれぞれの数値を掲げ、進行管理をしながら、新しい3次のプランを推進していこうと考

えているところです。

以上です。

○座長

どうもありがとうございました。

説明を受けたところなんですけども、この点はもうちょっと詳しくなど意見等ありましたらお願いします。

○委員

報告のようなことですが、以前に子供の小学校でP T Aの副会長を引き受けたときに、その学校では、P T A会長は代々男と決まっていたんです。2人の副会長が男役と女役と呼ばれていて、男役の副会長はこういう仕事をする、女役の副会長はこういう仕事をするというように仕事の分担がされていました。それは、伝統的にずっと本当に1人の副会長は男性で、1人は女性で、男性はこういう役割、女性はこういう役割と分担されてたということを知りました。そういう使い方で男役、女役という言葉そのときに初めて聞き、大変驚いたことがありました。私の前の年度からは2人とも女性の役員になって、女性同士で分担するようになり、そういう役回りは無くなったようですが、両方女性がやるようになったということはある意味喜ばしいことかもしれませんが、逆に、お父さんたちがP T Aの役なんかやってられないという、どっちかといったらマイナス方向の経過なのかとも思います。

京都府下、市内にも、今はそういうことはないだろうとは思っていますが、そういう現状も踏まえた上での地域での、先ほどありましたね、地域における男女共同参画の推進、まだまだなかなか手強いものも多分あるのではないかと想像していますので、よろしくお願いします。

○座長

ありがとうございます。

○委員

今度の震災以前にリーマン・ショック等々ありまして、なかなか企業が言うことを聞く

ことは聞くけど何にもやらないといった状況の中でいろいろと進めていただいておりますし、報告のあった内容については異存はありません。

先ほど、座長からも早い時点でやっぱりワーク・ライフ・バランスは男親の問題だろうとありました。実は、重なる議論の中で相当それが大きなウェートを占めてるということは企業もわかってますが、ただ現状では、打つ手がないというのもまた自覚しておられます。

例えば、このパンフの4ページの6の「男性の課題に対応した」云々とありまして、グラフの上のところに、こういうことを進めるべきだということが書いてあるんですが、こんなことでは実際はなかなか進まんだらうと思いつつ、しかし、このあたりかなというのが実情です。ただ、多分、頭で考える話ではなく、例えば、知事や市長が女性になったりと、京都府はあっちもこっちも女性のリーダーという環境、つまり理屈より先に物事が見える形でどんどん変わるといえることが必要かと思えます。

もう一つは、年齢の世代差というのは今大きく変わりつつあると思ひまして、40歳か45歳かわかりませんが、そこから上と下とでは、自然に男女共同に取り組む姿勢とか、体質がそうになってくるなという実感があります。しかし、その世代が上がってくるのを待つわけにはいきませんので、手だては努力しますが、とにかく男性のほうの意識とか役割とか、そこにやはりこの問題が突き当たってくるということは事実だと思ひます。

それと、企業の働く場所、片方、企業がやっぱり動かなければいけないんですが、これも随分差ができてまして、比較的理屈で企業を経営をしなければいけないという意識の高い大企業は、相当取り組みが進んでいますし、効果も上がってきています。ところが、やはり圧倒的な数を占める中小企業になると、これ自体が特別のことように受けとめられて、なかなか最初の一步が入ってきていただけないというところがあるのが現状です。

○座長

ありがとうございます。

○委員

参考に教えてください、最後の数値目標についてです。基準値、年度と数値とあります。これは、基準値、現状ですか。

それと、例えば、一番上のところの数値が38.8が40、この40という目標値は、根拠は何

なのか。要するに、目標が達成できそう、努力すればできそうだという、そういう政策的な意味なのか、それぞれ意味、基本的な考え方を教えてください。

○事務局

数値の関係ですが、今、基準値となっておりますのは現状です。

二つ目の質問の具体の40%という府の審議会等への女性登用については、いわゆる国の男女共同参画の会議や府の審議会などの考え方のもとに、100のうちの4割につきまして男女それぞれ下回らないという考え方で、設定をしているものです。

○委員

男女比は50対50ですけども、それが何で40なのか、政策的なことですか。

○事務局

政策的に40を抽出しています。各項目ごとに考え方も若干違ってきますが、現状の数字を引き上げましょうというのと、国からのいろんな類似の目標値みたいなのが出てくるケースや達成可能な数値など、それぞれの項目ごとに盛り込みまして決めたというのが実情です。決して根拠のない数値というわけではありません。

○座長

ありがとうございます。

これは、私、国際人権のところに出ると、例えば議員、国会、自治体、日本は、いわゆる先進国の中では女性の比率が際立って低いと言われます。だけど、それはやっぱり背景にある社会的な条件が改まらないと、数が先に出てその数字にならないのはおかしいというのはちょっと議論が逆になっていると思います。ですから、数値目標の説明が1行あると大分受けとめ方が変わるとは思いますので、将来に向けて参考にしてください。

それでは、まだ意見あると思いますが、また、個別に事務局にお願いするとして、長時間本当に、委員の方、府の関係者、ありがとうございました。